

泉野地区地区計画の変更

(変更理由)

印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を活かした拠点としての役割を担うことを目指している。

本区域が属する千葉ニュータウン中央駅圏は、北総地域の中心核として、成田国際空港との近接性を生かした商業・業務・文化・交流機能を有する新都市型市街地の形成を目指している。また、新住事業の事業完了に伴い、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来に渡り良好な都市環境及び魅力的な街並みの形成・保全を図っている。

この度、「都市緑地法等の一部を改正する法律」において都市計画法及び建築基準法の一部が改正され、用途地域として「田園住居地域」が創設されたことに対応するため、地区計画を変更する。

(案)
印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画泉野地区地区計画を次のように変更する。

名 称	泉野地区地区計画
位 置	印西市泉字西ヶ作、泉野二丁目及び泉野三丁目の全部の区域並びに多々羅田字高根及び字木戸、原山一丁目、原山二丁目及び泉野一丁目の各一部の区域
面 積	約 48.7 ha
地区計画の目標	<p>印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>千葉ニュータウン中央駅圏は、北総地域の中心核として、成田国際空港との近接性を生かした商業・業務・文化・交流機能を有する新都市型市街地の形成を目指している。</p> <p>本地区は、千葉ニュータウン中央駅の北東約1km、都市計画道路3・1・2号線及び3・2・3号線が交差する交通結節点に位置していることから、これらの立地条件を生かし、多様な業務機能に対応可能な土地利用を配置し、多機能複合都市としての一翼を担う活力ある業務市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、主要な幹線道路である国道464号及び都市計画道路3・2・3号線に接していることから、これら道路の持つ機能を十分に活用し、業務の利便及び近隣居住者の共同の福祉の向上並びに居住環境との調和を図ると共に、活力ある業務市街地を形成するため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針 本地区的土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道利用地区は、国道464号の沿道という地区の特性を生かし、業務施設及び近隣居住者の共同の福祉又は生活利便に必要な公益的施設等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 業務施設地区は、良好な居住環境と調和し、危険性や環境を悪化させる恐れのない研究所・研修所、厚生施設、事務所等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 <p>■地区施設の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとうるおいを持たせると共に、業務市街地における良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び整備するものとし、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 <p>■建築物の整備の方針 地区計画の目標を踏まえ、良好な業務市街地環境の形成及び周辺居住環境との調和を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

地区整備計画書

	地区の 区 分	地区の 名 称	沿道利用地区
		地区の 面 積	約 22.5 ha
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建住宅又は長屋</p> <p>(2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。）</p> <p>(4) 建基法別表第2（い）項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。）</p> <p>(5) 建基法別表第2（は）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(6) 建基法別表第2（に）項第4号に掲げるホテル又は旅館</p> <p>(7) 建基法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。）</p> <p>(8) 建基法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 建基法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物</p> <p>(10) 建基法別表第2（ぬ）項第3号又は第4号に掲げる建築物</p> <p>(11) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等</p> <p>(12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある建築物等</p>	
整備計画に關する事項	建築物の敷地面積の最低限度	<p>400 m²</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。</p> <p>(1) 1号壁面線においては、5m以上とする。</p> <p>ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの</p> <p>イ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>	
	垣又はさくの構造の制限	<p>建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。</p> <p>広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。</p> <p>道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。</p>	

	地区の区分	地区の名称	業務施設地区	
		地区の面積	約 22.5 ha	
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 戸建住宅又は長屋 (2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建基法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。） (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超えるもの (5) 建基法別表第2(い)項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。） (6) 建基法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。） (7) 建基法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 (8) 建基法別表第2(ぬ)項第3号又は第4号に掲げる建築物 (9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (10) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある施設 		
建築物の敷地面積の最低限度		<p>400 m²</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。</p>		
壁面の位置の制限		<p>計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 1号壁面線においては、5m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの 		
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。</p> <p>広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。</p>		
垣又はさくの構造の制限		<p>道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。</p>		

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由 「都市緑地法等の一部を改正する法律」において都市計画法及び建築基準法の一部が改正され、用途地域として「田園住居地域」が創設されたことに対応するため、地区計画を変更する。

変更後（案）

**※本ページについて
は変更なし**

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

変更前

印西都市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画泉野地区地区計画を次のように変更する。

名 称	泉野地区地区計画
位 置	印西市泉字西ヶ作、泉野二丁目及び泉野三丁目の全部の区域並びに多々羅田字高根及び字木戸、原山一丁目、原山二丁目及び泉野一丁目の各一部の区域
面 積	約 48.7 ha
地区計画の目標	<p>印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>千葉ニュータウン中央駅圏は、北総地域の中心核として、成田国際空港との近接性を生かした商業・業務・文化・交流機能を有する新都市型市街地の形成を目指している。</p> <p>本地区は、千葉ニュータウン中央駅の北東約1km、都市計画道路3・1・2号線及び3・2・3号線が交差する交通結節点に位置していることから、これらの立地条件を生かし、多様な業務機能に対応可能な土地利用を配置し、多機能複合都市としての一翼を担う活力ある業務市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、主要な幹線道路である国道464号及び都市計画道路3・2・3号線に接していることから、これら道路の持つ機能を十分に活用し、業務の利便及び近隣居住者の共同の福祉の向上並びに居住環境との調和を図ると共に、活力ある業務市街地を形成するため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針</p> <p>本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道利用地区は、国道464号の沿道という地区の特性を生かし、業務施設及び近隣居住者の共同の福祉又は生活利便に必要な公益的施設等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 業務施設地区は、良好な居住環境と調和し、危険性や環境を悪化させる恐れのない研究所・研修所、厚生施設、事務所等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 <p>■地区施設の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとうるおいを持たせると共に、業務市街地における良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び整備するものとし、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 <p>■建築物の整備の方針</p> <p>地区計画の目標を踏まえ、良好な業務市街地環境の形成及び周辺居住環境との調和を図るために、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

都市計画泉野地区地区計画を次のように変更する。

名 称	泉野地区地区計画
位 置	印西市泉字西ヶ作、泉野二丁目及び泉野三丁目の全部の区域並びに多々羅田字高根及び字木戸、原山一丁目、原山二丁目及び泉野一丁目の各一部の区域
面 積	約 48.7 ha
地区計画の目標	<p>印西都市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都東京を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として ②首都圏における広域連携拠点として ③近郊レクリエーション拠点として ④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>千葉ニュータウン中央駅圏は、北総地域の中心核として、成田国際空港との近接性を生かした商業・業務・文化・交流機能を有する新都市型市街地の形成を目指している。</p> <p>本地区は、千葉ニュータウン中央駅の北東約1km、都市計画道路3・1・2号線及び3・2・3号線が交差する交通結節点に位置していることから、これらの立地条件を生かし、多様な業務機能に対応可能な土地利用を配置し、多機能複合都市としての一翼を担う活力ある業務市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、主要な幹線道路である国道464号及び都市計画道路3・2・3号線に接していることから、これら道路の持つ機能を十分に活用し、業務の利便及び近隣居住者の共同の福祉の向上並びに居住環境との調和を図ると共に、活力ある業務市街地を形成するため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針</p> <p>本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道利用地区は、国道464号の沿道という地区の特性を生かし、業務施設及び近隣居住者の共同の福祉又は生活利便に必要な公益的施設等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 業務施設地区は、良好な居住環境と調和し、危険性や環境を悪化させる恐れのない研究所・研修所、厚生施設、事務所等の立地誘導を図り、良好な都市環境の形成を図る。 <p>■地区施設の整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとうるおいを持たせると共に、業務市街地における良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び整備するものとし、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 <p>■建築物の整備の方針</p> <p>地区計画の目標を踏まえ、良好な業務市街地環境の形成及び周辺居住環境との調和を図るために、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</p>

変更後（案）

※赤字下線は変更箇所

地区整備計画書

地区の区分	地区の名称 地区の面積	沿道利用地区
		約 22.5 ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建住宅又は長屋 (2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。） (4) 建基法別表第2（い）項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。） (5) 建基法別表第2（は）項第2号に掲げる建築物 (6) 建基法別表第2（に）項第4号に掲げるホテル又は旅館 (7) 建基法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。） (8) 建基法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 (9) 建基法別表第2 <u>（り）</u> 項第2号に掲げる建築物 (10) 建基法別表第2 <u>（ぬ）</u> 項第3号又は第4号に掲げる建築物 (11) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある建築物等</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	<p>400 m²</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	
壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。</p> <p>(1) 1号壁面線においては、5m以上とする。</p> <p>ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。</p> <p>広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。</p>	
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。</p>	

変更前

地区整備計画書

地区の区分	地区の名称 地区の面積	沿道利用地区
		約 22.5 ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 戸建住宅又は長屋 (2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）別表第2（い）項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。） (4) 建基法別表第2（い）項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。） (5) 建基法別表第2（は）項第2号に掲げる建築物 (6) 建基法別表第2（に）項第4号に掲げるホテル又は旅館 (7) 建基法別表第2（ほ）項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。） (8) 建基法別表第2（へ）項第5号に掲げる倉庫業を営む倉庫 (9) 建基法別表第2 <u>（ち）</u> 項第2号に掲げる建築物 (10) 建基法別表第2 <u>（り）</u> 項第3号又は第4号に掲げる建築物 (11) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (12) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある建築物等</p>	
建築物の敷地面積の最低限度	<p>400 m²</p> <p>ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p>	
壁面の位置の制限	<p>計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。</p> <p>(1) 1号壁面線においては、5m以上とする。</p> <p>ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。</p> <p>広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。</p>	
垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。</p>	

変更後（案）

※赤字下線は変更箇所

変更前

地区の区分	地区の名称	業務施設地区
	地区の面積	約 22.5 ha
建築物等に整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 戸建住宅又は長屋 (2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建基法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。） (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの (5) 建基法別表第2(い)項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。） (6) 建基法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。） (7) 建基法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物 (8) 建基法別表第2(ぬ)項第3号又は第4号に掲げる建築物 (9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (10) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある施設
		400m ² ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。
		計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。 (1) 1号壁面線においては、5m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの
		建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。
		道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由 「都市緑地法等の一部を改正する法律」において都市計画法及び建築基準法の一部が改正され、用途地域として「田園住居地域」が創設されたことに対応するため、地区計画を変更する。

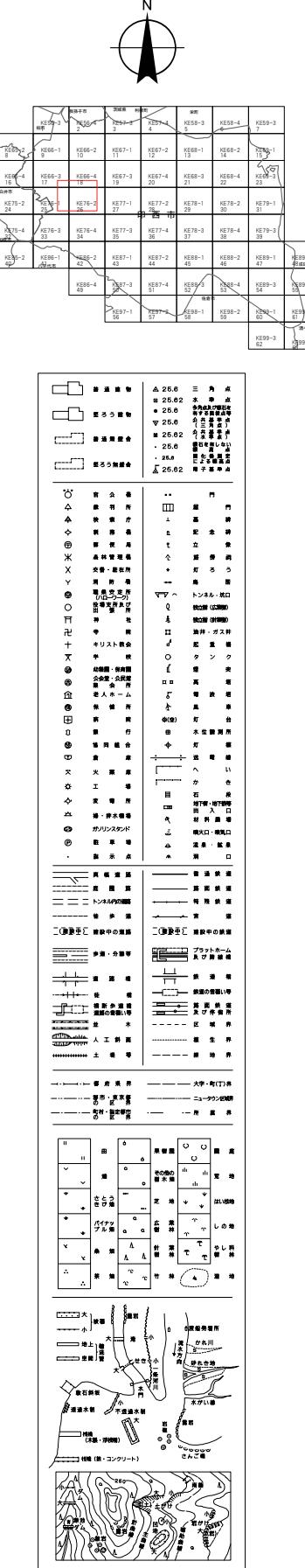
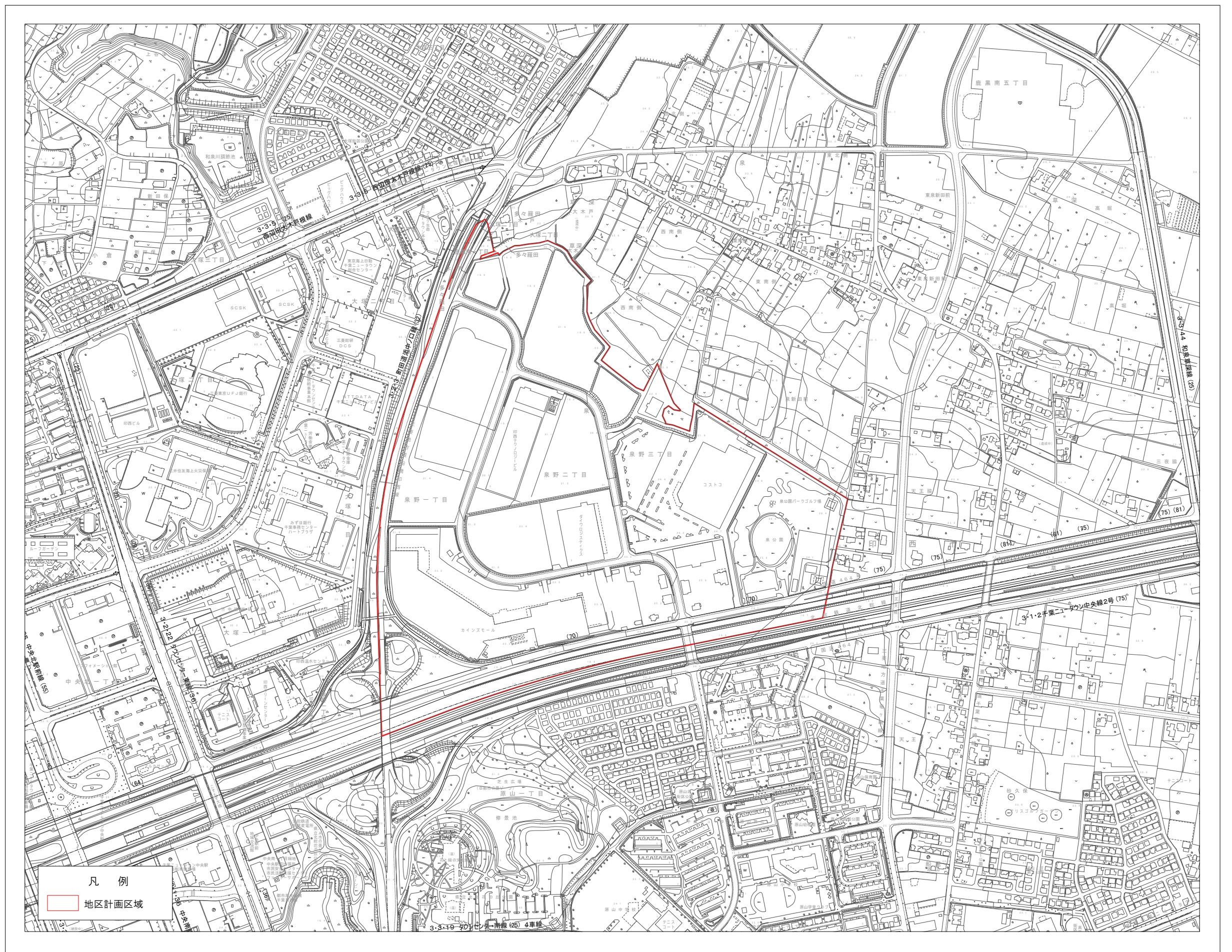
地区の区分	地区の名称	業務施設地区
	地区の面積	約 22.5 ha
建築物等に整備計画に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 戸建住宅又は長屋 (2) 戸建住宅又は長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 建基法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿（本地区計画区域内に存する事業所等に勤務する職員及びその家族のためのものを除く。） (4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000m ² を超えるもの (5) 建基法別表第2(い)項第4号に掲げる学校（幼稚園を除く。） (6) 建基法別表第2(ほ)項第2号に掲げる建築物（ゲームセンターを除く。） (7) 建基法別表第2(ち)項第2号に掲げる建築物 (8) 建基法別表第2(り)項第3号又は第4号に掲げる建築物 (9) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設（同法施行令別表第1中1の項に規定するボイラー、10の項に規定する無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する直火炉及び13の項に規定する廃棄物焼却炉を除く。）又は同条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設を設置する工場等 (10) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条に規定する特定悪臭物質を発生させることにより、良好な居住環境を損なうおそれのある施設
		400m ² ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについてはこの限りでない。
	壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、2m以上とする。 (1) 1号壁面線においては、5m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの
		建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により、地区の美観風致を損ねるものは避ける。
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は、計画図（地区整備計画図、地区区分図含む）表示のとおり。」

理由 本地區計画区域は、新住宅市街地開発事業によって計画的に整備され、業務施設及び公益的施設を主とした土地利用が計画されており、適正な土地利用等の規制・誘導を図ると共に、将来に渡り良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成及び保全するため本地區計画を変更する。

印西市都市計画基本図

計画図【泉野地区】



座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第II座標系
投影方式は墨路式
図幅に表示している座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル単位
図幅に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高程は水準面からの高さ
等高線の間隔は2メートル
千葉県精密水準点の基準日は平成27年1月1日

- 凡例
地区計画区域

平面直角座標値は、世界測地系による。

0 50 100 200 300 400 500 m

1. 平成22年12月撮影
2. 平成23年12月現地調査
3. 平成25年12月撮影
4. 平成27年6月現地調査

この測量成果は、国土地理院長の承認及び防衛省にて得たものである。
(防衛省告示測量機及び測量結果を用いて得たものである。
(防衛番号) 平成23年 国公 第 155 号)

この測量成果は、国土地理院長の承認を受け得たものである。
(防衛省告示) 平成23年 国公 第 41 号)

この測量成果は、国土地理院長の承認を受け得たものである。
(防衛省告示) 平成23年 国公 第 77 号)

この測量成果は、国土地理院長の承認を受け得たものである。
(防衛省告示) 平成27年 国公 第 41 号)

作業業株式会社バスコ
計画機関 印西市